

平成32年度

税制及び税務行政に関する

建 議 書

関 東 信 越 税 理 士 会

平成 32 年度税制及び税務行政に関する建議書

目 次

I. 基本的な考え方	1
II. 建議書の構成と概要	1
III. 税制に関する意見内容	
1. 所得税法関係	5
2. 相続税法関係	10
3. 法人税法関係	12
4. 所得税法・法人税法共通関係	14
5. 消費税法関係	15
6. その他の国税関係	18
7. 地方税関係	19
IV. 納税環境整備に関する意見内容	22

(凡 例)

〈法令等の略称〉

本文中の解説の根拠となる法令等を（ ）内に表記する場合には次の略称を用いる。

また、条数は「１・２・３」、項数は「①・②・③」、号数は「一・二・三」で表示する。

「通則」……………国税通則法	「消法」……………消費税法
「通則令」……………国税通則法施行令	「消令」……………消費税法施行令
「所法」……………所得税法	「消基通」……………消費税法基本通達
「所令」……………所得税法施行令	「地法」……………地方税法
「所基通」……………所得税基本通達	「地令」……………地方税法施行令
「法法」……………法人税法	「地法附則」……………地方税法附則
「法令」……………法人税法施行令	「地令附則」……………地方税法施行令附則
「法規」……………法人税法施行規則	「措法」……………租税特別措置法
「法基通」……………法人税基本通達	「措令」……………租税特別措置法施行令
「相法」……………相続税法	「耐令」……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令
「相基通」……………相続税法基本通達	
「財基通」……………財産評価基本通達	

I. 基本的な考え方について

税理士法第49条の11（建議等）において「[税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。]と規定されている。この規定に基づき、関東信越税理士会（以下「本会」という）では、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目的として、税制改正及び税務行政に関する建議書を作成し、所管の官公署に対して建議している。

なお、建議書は下記の観点に基づき作成している。

- ① 公平な税負担
- ② 必要最小限の事務負担
- ③ 透明な税務行政
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 理解と納得のできる税制

II. 建議書の構成と概要

「本会」の建議項目は、所属する会員から毎年9月末日をめどに意見収集し、提出された意見を基にして本会調査研究部において取りまとめを行い、理事会における審議を経て公表している。なお、「税制改正大綱」等に取り上げられた項目や詳細な検討の上で新たな意見形成が必要な項目については、建議書への掲載を見合わせている。

平成32年度税制及び税務行政に関する要望として会員より138項目の意見が提出され、そのうち58項目を採用し、「税制に関する意見－56項目」、「納税環境整備に関する意見－2項目」に大別した上で税制に関しては各税目に分類している。

平成32年度における58項目の概要は以下のとおりである。

III. 税制に関する意見－56項目

1 所得税法関係(19項目)

- (1) 青色申告の純損失の繰越控除期間を相当期間延長すること
- (2) 寡婦控除及び寡夫控除の適用範囲、適用要件を見直すこと
- (3) 準確定申告の申告期限を見直すこと
- (4) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること
- (5) 土地等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること
- (6) 復興特別所得税を見直すこと
- (7) 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適

正対価の必要経費算入を認めること

- (8) 源泉所得税の納期の特例を上半期も 20 日にすること **(新規)**
- (9) 配偶者（特別）控除を廃止すると同時に、基礎控除を引き上げること
- (10) 離婚時における不動産による財産分与に対してなされる譲渡所得課税を繰り延べるこ
と
- (11) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すること
- (12) 医療費控除を廃止すること
- (13) 寄附金控除額の上限規制を撤廃すること **(新規)**
- (14) 基礎控除をすべての納税者に一律条件で認められる制度に戻すこと **(新規)**
- (15) 事業承継者の青色申告承認申請の提出期限を見直すこと
- (16) 居住用不動産に係る 3,000 万円の控除適用要件を見直すこと
- (17) 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること
- (18) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること
- (19) 災害損失控除を創設すること **(新規)**

2 相続税法関係(6項目)

- (1) 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること
- (2) 連帯納付義務の制度を廃止すること
- (3) 贈与税の基礎控除を 110 万円から 150 万円へ増額すること
- (4) 法定耐用年数を経過した家屋及び敷地(宅地)等の評価減を設けること
- (5) 相続税法 49①の規定に基づく開示請求者では、開示請求者は開示対象者から除かれる
こととなっているが、開示請求者も開示対象者に含めること **(新規)**
- (6) 財産評価基準に土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒
区域」について土地の評価減の基準を明示又は個別対応」とする旨を評価基準書に記載す
ること

3 法人税法関係(5項目)

- (1) 退職給付引当金、賞与引当金の損金算入制度を創設すること
- (2) 受取配当金等は全額益金不算入にすること
- (3) 中小法人以外の法人の交際費について一部損金算入を認めること
- (4) 役員給与損金算入規定等について見直すこと

- (5) 適用額明細書を廃止すること（新規）

4 所得税法・法人税法共通関係(4項目)

- (1) 電話加入権について減損又は減価償却による損金算入を認めること
- (2) 減価償却計算の方法を簡素化すること
- (3) 自動車リサイクル預託金は、車両の取得価額に含めての計上を認めること
- (4) 少額減価償却資産の取得価額基準額を引き上げること

5 消費税法関係(10項目)

- (1) 複数（軽減）税率制度を見直すこと
- (2) 消費税届出書及び申請書の提出期限を見直すこと
- (3) 消費税の仕入れ税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件を緩和すること
- (4) 消費税法に申告期限の延長の特例を設けること
- (5) 消費税簡易課税制度選択届出の期限を、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までではなく、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間中へ変更すること
- (6) 帳簿方式を維持し、インボイス制度の導入を見直すこと
- (7) 簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用を廃止すること（新規）
- (8) 消費税課税事業者の届出及び消費税の納税義務者でなくなった旨の届出手続きを簡素化すること（新規）
- (9) 納税義務の免除制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者とすること
- (10) 「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書」の承認日を変更すること

6 その他の国税関係(3項目)

- (1) 印紙税を廃止すること
- (2) 納税者権利憲章を制定すること（新規）
- (3) 財産債務調書への記載事項を簡素化すること（新規）

7 地方税法関係(9項目)

- (1) 居住可能な状態にあると認められない家屋（いわゆる「廃屋」）の敷地の用に供されている土地については、住宅用に対する固定資産税課税標準の特例（課税標準 1/3 又は 1/6 に軽減）の規定を適用しないこと（新規）
- (2) 給与所得者の住民税の徴収方法について、一定の小規模事業者には特別徴収と普通徴収との選択を認めること（新規）
- (3) 事業所税を廃止すること
- (4) 少額減価償却の取得価額基準を引き上げること
- (5) 事業税の外形標準課税は中小企業には導入しないこと
- (6) 太陽光発電に関する収入金課税は中小企業については適用除外とすること（新規）
- (7) 個人事業税の事業主控除の引き上げ及び課税対象事業の範囲を見直し、税率の一本化を図ること（新規）
- (8) 家屋の評価に関する資料の保存を義務付けること
- (9) 上場株式等に係る配当所得等の所得税と異なる課税方式による住民税申告を選択する場合の具体的方法について、住民税申告書の提出ではなく、所得税の確定申告書の第二表「住民税に関する事項」項目に「申告書不要制度を選択する」欄を設け、チェックをする等の方法とすること（新規）

IV. 納税環境整備に関する意見(2項目)

- (1) 申告書等閲覧サービスに関して、申告書等のコピーを認めること（新規）
- (2) 準確定申告の電子申告を可能にすること

Ⅲ. 税制に関する意見内容

1 所得税法関係

(1) 青色申告の純損失の繰越控除期間を相当期間延長すること(所法70)

(理由及び意見)

青色申告法人の欠損金の繰越期間が10年、増額更正及び減額更正並びに更正の請求に係る期間が、原則5年で統一されている。これらの期間と比較し、青色申告者の純損失の繰越期間が3年であることは、均衡を失っており、少なくとも5年に延長すべきである。

(2) 寡婦控除及び寡夫控除の適用範囲、適用要件を見直すこと

(所法2①三十、三十一 所令11、措法41の17、所基通2-40)

(理由及び意見)

現行の寡婦控除は、民法上の婚姻関係が前提となっているが、婚姻関係のない母子・父子に対して寡婦控除の適用範囲を拡大すべきである。

また、寡婦控除と寡夫控除の適用には、扶養親族の有無・所得制限等に男女差があり、また男性には特別の寡夫という制度がなく、その範囲及び適用要件を統一すべきである。

(3) 準確定申告の申告期限を見直すこと(所法124、125)

(理由及び意見)

準確定申告の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内であるが、相続人等が国外など遠隔地に居住することも珍しくなくなっている現状を考慮すると、申告期限までの期間が短すぎる。従って、準確定申告の期限を相続開始があったことを知った日の翌日から8ヶ月以内とすべきである。

(4) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること

(所法2条34号の2、3、所法84、平成22年度所得税法等改正法附則5条)

(理由及び意見)

児童手当等の給付は社会保障制度のひとつとして子育て支援が目的である。一方、所得(扶養)控除制度は、所得税法上の制度であり、社会保障制度が改正されたからといって廃止すべきものではない。したがって、年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきである。

(5) 土地等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること(所法69、措法31、32)

(理由及び意見)

損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。

(6) 復興特別所得税を見直すこと(復興財源確保法28②)

(理由及び意見)

復興特別所得税は所得税率を見直すことにより財源を確保した上で、所得税に吸収し、その一部を復興特別所得税とみなして復興の財源にすべきである。

(7) 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること(所法56)

(理由及び意見)

所得税法第56条に規定する「事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例」は、シャープ勧告により世帯単位課税を個人単位課税に変えたとき、要領のよい納税者に対する抜け道封じとして必要経費算入を制限すべく創設されたものである。

これに対し、所得税法第57条では「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」として、一定の要件の下、青色事業専従者給与及び事業専従者控除の必要経費算入を認めている。しかし、この特例の対象は給与に限定されており、報酬、地代、家賃等の対価は含まれていない。

一方、法人税では、同族会社であっても親族に対する相当な対価の支払については損金算入が認められており、法人・個人間の課税の公平の観点からも、親族間における相当な対価の支払については、必要経費として認めるべきである。

ただし、恣意的な所得分散を防止するため、対価の授受を行う親族の双方に正規の簿記の原則に従った帳簿を備え付けていることや適正対価の届出をすることなど、一定の要件を付すことも検討すべきである。

(8) 源泉所得税の納期の特例を上半期も 20 日にすること(所法216) (新規)

(理由及び意見)

半年分の給料等及び退職手当等及びその源泉所得税の集計作業の労力に関しては上半期も下半期の同様であるし、納付期限を揃えたほうが事務の混乱が減少されることになる。

(9) 配偶者(特別)控除を廃止すると同時に、基礎控除を引き上げること(所基通36-38の2)

(理由及び意見)

女性の社会進出の阻害要因となっている配偶者(特別)控除を廃止し、基礎控除を引き上げるべきである。これにより、所得税の「150 万円の壁」や社会保険の「130 万円の壁」を排除できるものとする。

**(10) 離婚時における不動産による財産分与に対してなされる譲渡所得課税を繰り延べること
(所法33条1、59条、民法762条、768条)**

(理由及び意見)

1. 婚姻中における「実質的共有財産」にかかる清算・分割である財産分与は、配偶者の潜在的持分の顕在化に過ぎないことから、そもそも資産の譲渡は存在しない。

2. 最判昭 50 年 5 月 27 日における「代物弁済援用理論」は、先行する「有効な債権額の存在」と「本来の弁済に代えて行われる給付」という 2 要件を欠いていることから、援用不要である。

3. 「財産分与義務の消滅」という「経済的利益」には担税力が無く、そこに課税することは所得税課税の原則に反する。

4. 分与を受けた者に取得価額及び取得時期を引き継がせ、その後の譲渡においてキャピタルゲイン課税を行う方が、納税者理解も得られると考える。

以上の点から、離婚時に於ける不動産による財産分与に対してなされる譲渡所得課税を繰り延べるべきである。

(11) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すること(措法37の12の2⑥)

(理由及び意見)

その年の前年以前 3 年以内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から控除される。上場株式等に係る譲渡損失は、上場株式等に係る配当所得とのみ損益通算が

可能と限定されている。そこで、譲渡損失はその年の前年以前3年以内を5年以内と期間の延長を要望する。

(12) 医療費控除を廃止すること(所法 73、120 措法 41 の 17 の 2、所令 262、所規 47 の 2、措令 26 の 27 の 2、措規 19 の 10 の 2、所基通 73-1-10)

(理由及び意見)

医療費控除は、多額の医療費の支出があった場合、担税力の減殺に着目して認められる控除である。しかし、今日では医療費保険制度が相当程度充実し、保険金などで補てんされることも多く、従前と比べてその必要性は小さくなっており、医療費控除の廃止も含めた見直しが必要である。

なお、医療費控除を存置させる場合であっても、現行の医療費控除制度は、10 万円（その年の総所得金額等が 200 万円未満の場合は総所得金額の 5%相当額）を超える部分の金額を控除できることとなっていることから、担税力の減殺があった場合に限り医療費控除の適用が行われるように、総所得金額等の 5%を超える部分の金額を控除できるようにすることが適切である。

(13) 寄附金控除額の上限規制を撤廃すること(所法 78、措置法 41 の 18、41 の 19) (新規)

(理由及び意見)

寄附金控除は寄附活動を促進することにより、寄附をする環境を我が国に醸成することを企図した制度である。政府が公金を支出すべき相手に、民間より積極的な寄附を促すことによって、結果として財政負担の軽減を図ることもできるから、積極的に活用すべき制度である。しかし、現在の制度では、上限規制があるために多額の寄附に対応していない現実がある。寄附金文化を醸成し寄附活動のさらなる促進のためには、寄附金控除額の上限規制を撤廃すべきである。

(14) 基礎控除をすべての納税者に一律条件で認められる制度に戻すこと(所法 86)

(新規)

(理由及び意見)

平成 32 年分以後の所得税において、合計所得金額が 2400 万円を超える個人について基礎控除額が逡減し、合計所得金額が 2500 万円を超える個人については、基礎控除の適用は出来ないこととする旨の改正が行われている。基礎控除は、最低限の生活を維持するために必要な収入を守る趣旨で昭和 22 年に創設された。

これは日本国憲法第 25 条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする生存権の規定に合った制度と言える。つまり、納税義務者の最低生活費からは徴税できないとする考え方に基づくものであり、所得金額の大小により所得税の基礎控除額を減額し、又はゼロとすることは認められず、一律無条件で認められる制度に戻すべきである。

(15) 事業承継者の青色申告承認申請の提出期限を見直すこと(所法144)

(理由及び意見)

現在、相続による事業承継は、家長主義でもないために事業承継にあたって分割協議に際して時間を要することが多くなっている。

所得税の不動産所得や事業所得について青色申告者であった被相続人の事業承継者において帳簿等の要件が満たしている場合には、提出期限を延長すべきである。

(16) 居住用不動産に係る 3,000 万円の控除適用要件を見直すこと（措置法69の4）

(理由及び意見)

被相続人の居住用財産を譲渡した場合において措置法 69 条の 4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）に該当する居住用財産については、建築年に関わらず、3,000 万円の控除を認めるべきであり、かつ「居住しなくなってから 3 年」の期限を延長すべきである。

(17) 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること(措法41の4)

(理由及び意見)

この特例は平成 4 年より土地価格の高騰を抑えるために導入された制度で、土地下落が著しい現在では、その制度の存在意義がなく即刻廃止すべきである。支払利子の負担により所得が減少しているにも関わらず、損益通算を認めないのは、担税力からいっても問題である。平成 10 年度の税制改正で、すでに法人税の新規取得土地等に係る負債利子の特例は廃止されており、法人税との公平性からも廃止すべきである。

(18) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること(措法26、67)

(理由及び意見)

この制度は、租税特別措置により小規模及び開業早々の医業者の経営安定を図るための

暫時税負担を軽減させる目的で創設されたが、昨今の医療機関についてみればその目的は達しており、その他の事業者や給与所得者との公平を維持することからも医業にのみ特例を残す必然性はなく早期に廃止すべきである。

(19) 災害損失控除を創設すること(所法70、71、72、140) (新規)

(理由及び意見)

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合に、課税所得の計算上、差引損失金額から総所得金額等の10%を控除した上で、総所得金額等から他の所得控除に優先して控除することとされている。しかし、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること、③災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除とすべきである。

その際には、所得控除における控除の順序についても考慮することが必要である。具体的には、まず災害損失控除以外の他の所得控除や譲渡所得の特別控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。また、控除しきれない場合には繰越控除期間を10年以上とすることが適当である。さらに、災害損失控除については、その年分の適用のほか、前年分への遡及適用を認めるべきである。

なお、今般の災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても災害損失控除の対象とすることが適当である。

2 相続税法関係

(1) 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること

(理由及び意見)

取引相場のない株式の評価については、①相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価とすること、②評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること、③土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すことが必要である。

取引相場のない株式は、市場性や換価性が乏しいにも関わらず、上場株式と比べ割高な評価額となっている。このような割高な評価は、同族会社の経営者にとっては深刻な問題

となっており、特に取引相場のない株式以外に相続財産がない場合は納税原資がなく、事業承継自体が困難になる場合がある。最近の中小企業における経営の承継の円滑化のための施策に合わせて、評価の適正化を図るべきである。

(2) 連帯納付義務の制度を廃止すること(相法34)

(理由及び意見)

相続税法の改正により納税者の増加、納税額の増加が見込まれるなかで、自らの意思で連帯保証の責めを負った訳でもないのに、この制度により連帯保証債務を背負う結果となってしまうのは、到底納税者の理解を得られない。よってこの際、この制度は廃止すべきである。

(3) 贈与税の基礎控除を 110 万円から 150 万円へ増額すること

(相法 21 の 5 措法 70 の 2 の 4)

(理由及び意見)

贈与税の基礎控除額は、(昭和 28 年～32 年 10 万円)、(昭和 33 年～38 年 20 万円)、(昭和 39 年～49 年 40 万円)、(昭和 50 年～平成 12 年 60 万円)、(平成 13 年～現在 110 万円)となっている。

現在、110 万円になって 17 年が経過している。個人資産の多くが高齢者に偏在している。現状において、高齢者世代から若年世代への資産の移転を通じて経済の活性化を図るべきである。そこで、基礎控除 38 万円強を加えた 150 万円を基礎控除とすべきである。

(4) 法定耐用年数を経過した家屋及び敷地(宅地)等の評価減を設けること(財基通89)

(理由及び意見)

現行の家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額に 1.0 倍をした金額となっている。固定資産税評価額は法定耐用年数を経過したものであっても、「最終残価率」が再建築価格の 20%と設定されているため、これを下回る評価額とはならない。

固定資産税評価額に不服がある場合には審査の申出ができるが、固定資産税の課税のための制度であり、相続という偶発的な場合にはなじまないものとする。

そこで、耐用年数を経過した家屋については、経過年数に応じた(5年単位など)減額措置を設けるべきと考える。また、当該敷地も更地にするためには、家屋の取壊し等の利用制限があるので減額措置を設けるべきである。

**(5) 相続税法 49①の規定に基づく開示請求者では、開示請求者は開示対象者から除かれること
となっているが、開示請求者も開示対象者に含めること(相法49①) (新規)**

(理由及び意見)

相続人全員分の確認を取ろうとする場合、開示請求者の分は開示対象者にならないため、その開示請求者の分を取得しようとしたら他の相続人が改めて開示請求者となり開示請求をすることになる。よって全員分の開示請求をする場合には必ず2件以上の開示請求を行うことになる。相続時精算課税の制度は平成15年1月からの制度であり15年が経過している。相続人の中には書類紛失、適用の失念などしていることも考えられる。開示請求者も開示対象者に含めることで、提出は1回で良いことになり、トラブルの防止、適正申告に繋がる。

なお、開示請求後回答まで最長2か月かかることもあり、1回の請求で完結させるべきである。

**(6) 財産評価基準に土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒域」
について土地の評価減の基準を明示又は個別対応」とする旨を評価基準書に記載すること**

(理由及び意見)

近年、豪雨、地震等により甚大な人的被害を伴う土砂災害が頻発し、同法に対する国民の関心も高まっている。特に、土砂災害特別警戒区域においては、建築物の構造規制、特定開発行為に関する許可制等の規制がかかり、建築物の移転等の勧告がされる場合もあるため、土地価格に与える影響は大きく、事実上、売却困難になっている事例も見受けられる。しかし、現行の財産評価基準では、こうした実情に対応しうる評価減の基準が存在しないため、評価実務における混乱が予測される。よって、早急に新たな評価減の基準を明示するか、又は「個別対応」とする旨評価基準書に記載すべきである。

3 法人税法関係

(1) 退職給付引当金、賞与引当金の損金算入制度を創設すること(旧法54)

(理由及び意見)

退職給付引当金、賞与引当金は、一般に公正妥当と認められる会計基準が支持し、中小企業会計指針、中小会計要領においてもこれを推進する理念的に適切妥当であるとする根拠を有するものである。退職給付引当金については、就業規則等に基づく労働法規上も制

約拘束される法的責務として認識すべきものである以上、これを否定することの妥当性
は見出しえず、賞与引当金についても、就業規則等により支給条件が規定されている条件
債務たるべきもの、事業年度末までに支給の明示がなされているものは債務の認識として
引当計上されることは当然であって、損金算入を認めるべきである。

(2) 受取配当金等は全額益金不算入にすること

(理由及び意見)

平成27年度税制改正で、法人税率引下げの財源確保のため、一定の持株比率の株式等に
係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられたことが、株主としての地位に基づいて
配分される剰余金については、支払法人側で損金算入されない。これが受取法人側で課税
されてしまうと、同一の経済価値に対して二重に課税することになる。受取配当等の益金
不算入制度は、二重課税を排除する趣旨で設けられているものであることから、「完全子
法人株式等及び関連法人株式等」以外の株式等に係る受取配当等についても全額を益金不
算入とすべきである。

(3) 中小法人以外の法人の交際費について一部損金算入を認めること

(措法42の3(2)、措法61条の4)

(理由及び意見)

資本金又は出資金1億円超の法人であっても、実質中小法人に近い規模の法人もあるた
め、例えば資本金又は出資金1億円超5億円以下の法人については、交際費800万円まで
は10%損金不算入とする等、損金算入を一部でも認めるべきである。

(4) 役員給与損金算入規定等について見直すこと(法第34)

(理由及び意見)

会社法制定により役員報酬の利益処分手続きが廃止され、会計基準の改正により役員賞
与が職務執行の対価と位置付けられるなど、抜本的に見直されたが、法人税法第34条(役
員給与の損金算入)の規定は、損金の額に算入される役員給与を限定列挙するという形式
になっている。

役員給与は職務執行の対価であるから、法人税法第22条により原則として損金の額に算
入され、恣意性のあるもの等の課税上弊害があるものについてのみ損金の額に算入しない
のが本来の姿であると考えられる。

したがって、損金不算入とする役員給与を明示した上で、役員報酬及び賞与について株

主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、経営者のモチベーションを高めるためにも、不相当に高額なものを除き原則として損金の額に算入すべきである。

(5) 適用額明細書を廃止すること(租税特別措置の適用状況の不透明化等に関する法律 3)

(新規)

(理由及び意見)

本法律は、旧民主党政権下、「租税特別措置の適用状況を明らかにし、その効果を検証する」という大義のもと作られ、不要な特別措置は、煩雑さを増す効果しかないので、大幅に廃止する目的を持っていた。しかし、効果の検証は一向に行われず、特別措置の廃止もなされていない。納税者に、「適用額明細書」の作成を強いて煩雑さを増す効果しかもたらさないため、効果の検証を真剣に行うか、この法律自体を廃止にするかどちらかにすべきである。

4 所得税法・法人税法共通関係

(1) 電話加入権について減損又は減価償却による損金算入を認めること(所令6、法令12)

(理由及び意見)

電話加入権は、無形固定資産として取得価額で計上されており、損金算入は認められていない。また、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準では、電話加入権は減損会計の適用対象とされている。よって、電話加入権について減損による損金算入を認めるべきである。なお、減損処理は、一時的に多額の損金算入を認めることとなるため、税收確保の観点から減損処理又は減価償却制度を適用し、費用配分の方法により損金算入を認めるべきである。

(2) 減価償却計算の方法を簡素化すること(所120、法48)

(理由及び意見)

平成 19 年度の改正により、減価償却制度の見直しが行われ、残存価額と減価償却限度額が廃止されたことは有意義であるが、あまりに計算が複雑である。中でも、定率法の計算においては耐用年数経過後の簿価を 1 円にするために計算が極めて複雑である。償却の途中で定額償却に切り替えることなく、そのまま期首簿価に定率を乗じていく方法などの

計算の簡素化が望まれる。新しい定率法の計算は実務を無視したもので有り、早急に見直しをすべきである。

(3) 自動車リサイクル預託金は、車両の取得価額に含めての計上を認めること

(所令120・法48)

(理由及び意見)

車両が処分されるまで個別に資産計上することは、売却時においても事務処理が煩雑であり、売却価額に含められたり、別途で返却されたり事業者によって取扱方法も一定でないため、自動車リサイクル預託金は、車両の取得価額に含めての計上を認めるべきである。

(4) 少額減価償却資産の取得価額基準額を引き上げること(法令133、所令138、139、措法67の5)

(理由及び意見)

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は10万円未満とされ、20万円未満も減価償却資産については3年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。

さらに、中小企業に対しては、平成32年3月までの間、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価額30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して少額減価償却資産の取得価額を30万円未満とすべきである。これらの規定を地方税法も同一とする。

5 消費税法関係

(1) 複数(軽減)税率制度を見直すこと (消法29)

(理由及び意見)

軽減税率適用対象と標準税率適用対象の取引が混在し、事業者はもちろん消費者も混乱し、売買の中で税率適用に関し争いが生ずることもあり得る。また、税務調査で軽減税率とした売上を標準税率とされた場合に追徴課税されたときに消費者を探して不足の税額を請求できるのかということも含め数多くの問題がある。また、「新聞」「食料品」に限定して軽減税率を導入したとしても逆進性対策としては不十分であり、軽減税率制度そのものを早急に廃止して、社会保障を優先して給付付税額控除制度などを検討するべきである。

(2) 消費税届出書及び申請書の提出期限を見直すこと(消法9④、19②、37)

(理由及び意見)

経済環境が短期間に大きく変化する中で、その課税期間の開始前日までに消費税に関する適切な判断をすることは非常に困難であり、納税額に大きな差異が生じるなど、事業者には大きな負担を強いている。したがって、各種届出書及び承認申請書の提出期限は、その適用を受けようとする課税期間に係る確定申告書の提出期限までとすること。

(3) 消費税の仕入れ税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件を緩和すること

(理由及び意見)

平成 23 年度改正により、基準期間の課税売上割合が 5 億円を超える事業者は 95%ルールが使えなくなった。結果として、一括比例配分若しくは個別対応方式のいずれかを採用せざるを得なくなり、事務負担が著しく増加した。基準期間の課税売上高が 5 億円では多くの中小事業者が含まれることや、今後軽減税率の適用も検討されていること等を勘案すれば、例えば、課税売上割合が 98%以上の場合には 100%控除可能とすべきである。

(4) 消費税法に申告期限の延長の特例を設けること(商法45)

(理由及び意見)

消費税も法人税と同様に株主総会で確定した決算により消費税の申告書を作成し提出すべきものである。法人税について、法人税法第 75 条の 2 により確定申告期限の 1 月間延長を受けている法人の消費税の確定申告書の提出期限は法人税の申告期限に合わせるべきである。

(5) 消費税簡易課税制度選択届出の期限を、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までではなく、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間中へ変更すること (商法45)

(理由及び意見)

原則課税と簡易課税の有利判定は課税期間中の設備投資の有無などの要因による事が多く、課税期間開始前に選択を行うことが困難な場合があるため、消費税簡易課税制度選択届出の期限を簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間中へ変更すべきである。

(6) 帳簿方式を維持し、インボイス制度の導入を見直すこと(消法2①十四、9②-57②)

(理由及び意見)

適格請求書等保存方式(インボイス方式)は「適格請求書」の保存を仕入税額控除の要件としているが、適格請求書発行事業者登録手続きが適正に行われるか不明なうえ、事業者には多大な事務負担をかけることから、単一税率であれば、現行の「帳簿方式(請求書等保存方式)」で十分対応可能であり、導入の必要はない。また、免税事業者を市場から排除することになるので、インボイス方式は導入すべきではない。

(7) 簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用を廃止すること(消法37⑤)(新規)

(理由及び意見)

設備投資等の意思決定に柔軟に対応できるようにするため、簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用を廃止すべきである。

(8) 消費税課税事業者の届出及び消費税の納税義務者でなくなった旨の届出手続きを簡素化すること
(消法57①一、二)(新規)

(理由及び意見)

消費税課税事業者の届出及び消費税の納税義務者でなくなった旨の届出手続きを簡素化するため、基準期間用の消費税申告書に2年後の申告について意思表示の欄を作るなど簡素化を図るべきである。

(9) 納税義務の免除制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者とすること

(消法2①十四、9)

(理由及び意見)

消費税率は、平成31年10月から10パーセントに引き上げられるが、「新聞」や「外食を除く食料品」は8%に据え置かれることになる。社会保障財源としてさらなる税率の引き上げが必須になるであろうが、基準期間の課税売上高1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税売上高が数億円でも消費税の納税義務が生じないことは不合理である。

また、平成35年からの適格請求書(正式インボイス)は「新聞」や「外食を除く食料品」の8%に据え置かれた事業にかかわる者しか関係がないにもかかわらず、500万件相

当の現行の免税事業者が取引から排除されてしまう可能性を持っている。

ついては、税率の引き上げの際に、30 年近く経過した消費税制度を抜本的に見直し、特に基準間制度など廃止して事業者は課税事業者であることを前提とし、零細の個人事業者の課税事務手続きなどを考慮したうえで、限界税額控除制度や一定額の基礎控除（例：年消費税 38 万円）以下の場合には申告不要とする制度にすべきである。

(10) 「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書」の承認日を変更すること

(消法30の3)

(理由及び意見)

消費税課税売上に準ずる割合は、承認を受けた日の属する課税期間からとなっているが、現実には承認申請の後、相当期間経過しないと承認が得られない。例えば決算期末直前に土地を売った場合などは承認を受けることが困難となり実態にそぐわない申告となる。したがって、決算期末までに承認を受ければ適用可能とすべきである。

6 その他の国税関係

(1) 印紙税を廃止すること(印紙税法全文)

(理由及び意見)

特定文書の作成行為に対して課税されるものであるが、電子商取引が普及し電子決済が進んでいる今日において、紙の文書には課税し電子文書には課税しないのは不公平であるので廃止すべきである。

(2) 納税者権利憲章を制定すること(新規)

(理由及び意見)

納税者の権利及び義務を明確化するため、早期成立を要望する。憲法第 30 条に「納税の義務」が規定されている。

また、憲法前文には「国民主権」が謳われている。納税者である国民には義務もあれば当然に権利がある。納税手続きについても然り、納税者憲章とは権利だけではなく義務も規定するものである。わが国の税制は行政側の視点に立った規定しかなく国民である納税者の視点に立っていない。欧米諸国や韓国などにも納税者の権利義務を規定した制度があるにもかかわらず、先進国である日本にいま制定されていないこ

とは税務行政上大きな問題であり、社会保障と税の共通番号などの論議とは関係なく早期に成立させるべきである。

(3) 財産債務調書への記載事項を簡素化すること(国外送金等調書法)(新規)

(理由及び意見)

① 65万円控除を受けるためにB/Sを添付する納税者については、事業用の財産債務の記載を省略できるようにする。②固定資産については、固定資産が所在する市区町村名と納税通知書記載の「納税通知番号」を記載することで、詳細の記載を省略できるようにする。③有価証券、金融機関への借入金などについては、取引のある証券会社名(金融機関名)、取引番号等を記載することで、詳細の記載を省略できるようにする。元々の財産債務調書の趣旨は、「高額所得者の所得の発生原因が多様化し、その所得は保有する資産と密接な関係にあるといえるから、財産債務の明細書の提出を求めることで適正な課税を補完する」ことであるとされている。

また、制度の創設においては、相続税の適正公正な課税を確保する目的もあるとされている。所得の発生原因の正確な捕足を目的とするならば、確定申告書、国地方公共団体等の連携等で把握することのできる事項については記載を省略することを認め、前述のもの以外で所得の発生原因となり得る財産債務の記載を求めるべきである。

なお、相続税の適正公正な課税を目的とするならば、その年の12月31日時点の時価を算出させる必要はないと思われるので、財産債務の種類、所在場所等を記載すれば十分と考えられる。

7 地方税法関係

(1) 居住可能な状態にあると認められない家屋(いわゆる「廃屋」)の敷地の用に供されている土地については、住宅用に対する固定資産税課税標準の特例(課税標準 1/3 又は 1/6 に軽減)の規定を適用しないこと (地法349③二)(新規)

(理由及び意見)

居住の用に供されなくなった家屋(いわゆる「廃屋」)について、固定資産税が軽減されるという理由で、取り壊しや土地の有効利用が促進されないということは、税の中立性の上で問題であるため。

(2) 給与所得者の住民税の徴収方法について、一定の小規模事業者には特別徴収と普通徴収との選択を認めること **(地法321④) (新規)**

(理由及び意見)

個人住民税を特別徴収により徴収し、市町村ごとに区分することは小規模事業者にとって、事務負担が増すとともに、事業者の延滞問題が発生する可能性がある。したがって、従業員5人未満の小規模事業者には、特別徴収と普通徴収との選択を認めるべきである。

(3) 事業所税を廃止すること(地法701の30～45)

(理由及び意見)

平成の大合併を背景に、新たに課税団体となった市が増加したが、都市集中の度合いが合併前後において何ら変わらないにも関わらず、新たな課税を強いるのは不合理であり、納税者に過大な負担を強いるものである。

(4) 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること(地法341)

(理由及び意見)

国税では少額減価償却資産として中小企業者の特例含め、30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。償却資産税についても国税に合わせ即時損金算入資産を課税資産から除外すべきである。

(5) 事業税の外形標準課税は中小企業には導入しないこと(地法72の2)

(理由及び意見)

中小企業は大企業と比較すると財務基盤も弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税を中小企業に導入することは、担税力のない欠損法人の経営を圧迫し、さらには中小企業の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになるため、中小企業に対しては外形標準課税を導入すべきではない。

なお、形式的な減資により外形標準課税を回避している法人に対しては、資本金等の額を判定基準とすべきである。

(6) 太陽光発電に関する収入金課税は中小企業については適用除外とすること(地法72の2) **(新規)**

(理由及び意見)

収入金課税は本来、大規模電気供給業及びガス供給事業について適用されるべきもので

あり、それを中小企業にまで適用することは不合理である。また、事務手続きが煩雑になり、中小企業には負担増となっている。これらのことを考慮するだけでも、適用除外にすべきである。

(7) 個人事業税の事業主控除の引き上げ及び課税対象事業の範囲を見直し、税率の一本化を図ること
(地法 72 の 49 の 14、72 の 49 の 17、72 の 2) (新規)

(理由及び意見)

個人事業税の事業主控除 290 万円は、平成 11 年に 270 万円から 20 万円引き上げられ 290 万円となったが、この 19 年間引き上げがなされていない。個人の事業所得には勤労性所得が含まれており、法人事業税とのバランスを考慮し事業主の給与分には事業税を課さないことを目的とするものである。国税庁が発表した平成 27 年分の民間給与実態の調査から踏まえても 400 万円程度に引き上げるべきである。また、広く一定の個人事業主に負担を求める課税の公平の見地からして、すべての課税客体を課税対象とし税率を一本化すべきである。

(8) 家屋の評価に関する資料の保存を義務付けること (地法388)

(理由及び意見)

家屋に関する評価資料の保存は、「努めること」とされ、保存していなくとも、市町村に特別な制裁はない。このため、市町村で評価資料を紛失する例が後を絶たない。評価資料が保存されていないならば、納税者は根拠なく、固定資産税を一方的に課税されていることになる。こうした状況に対応するため、評価資料の保存を市町村に義務付け、こうした保存がない場合、納税者の請求があれば、市町村に再評価を実施させ、公平な固定資産税の課税を確保すべきである。

(9) 上場株式等に係る配当所得等の所得税と異なる課税方式による住民税申告を選択する場合の具体的方法について、住民税申告書の提出ではなく、所得税の確定申告書の第二表「住民税に関する事項」項目に「申告書不要制度を選択する」欄を設け、チェックをする等の方法とすること
(「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正について) (新規)

(理由及び意見)

現在、住民税の課税における上場株式等に係る配当所得等について、所得税の確定申告書において選択した課税方式（総合課税や申告分離課税など）と異なる課税方式を選択（例えば、所得税では総合課税を選択し、住民税においては申告不要制度を選択するなどが可

能) することができるが、そのためには、所得税の確定申告書のほか、住民税申告書の提出が必要である。

しかし、この場合の住民税申告書の記載内容は、各自治体により異なるが、現状としては「配当所得について申告不要制度を選択する」程度の記載を求めるケースが多い。

そこで、この程度の意味確認をするのであれば、住民税申告書の提出を求めるまでもなく、所得税の確定申告書の第二表「住民税に関する事項」項目に「申告不要制度を選択する」欄を設けチェックをするなどの方法として、納税者利便や申告コストの削減をすべきである。

Ⅳ. 納税環境整備に関する意見内容

(1) 申告書等閲覧サービスに関して、申告書等のコピーを認めること

(申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針))(新規)

(理由及び意見)

平成 27 年 6 月 30 日・申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針)に記載のとおり、閲覧中は、窓口担当者が立ち会うことになっている。しかし、閲覧の時間は、通常 1 時間を超えることが多いため、コピーを認めれば窓口担当者の立会コスト等の行政コストは削減され、事務効率も向上し納税者の利便性もあがる。

(2) 準確定申告の電子申告を可能にすること(所法124、125)

(理由及び意見)

準確定申告の申告書の基本フォームは通常の確定申告書と同一であり、付表についても別途送付もしくはPDF添付で十分対応が出来ると思われる。他よりも環境の整備は容易であると考えられる準確定申告の電子申告は早急に可能にすべきである。